

第69号議案

府中市市民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市民会館の地下駐車施設において利用料金制度を導入することに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市市民会館条例の一部を改正する条例

府中市市民会館条例（昭和40年12月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「許可を受けた者」の次に「(以下「使用者」という。)又は会館の地下駐車施設（以下単に「地下駐車施設」という。）を使用する者」を加え、「前納しなければ」を「納入しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金（地下駐車施設の利用料金を除く。）は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 地下駐車施設の利用料金は、自動車を地下駐車施設から出場させる際に納入しなければならない。

第6条の2中「前条第1項の」を削る。

第9条中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条中「会館の」を削る。

第12条第1項中「第5条第1項第1号」を「第5条第1号」に改める。

第12条の2第1項中「会館の」を削り、同条第2項中「会館の」を削り、「の使用者」を「を使用する者」に改める。

第12条の3を削る。

第15条第2項第4号中「の使用者」を「を使用できる者」に改める。

第17条第1項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同条第2項前段中「第6条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同項後段中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」との次に「、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」とを、「会館使用料」と、「利用料金」とあるのは「使用料」との次に「、別表第2中「地下駐車施設利用料金」とあるのは「地下駐車施設使用料」と、「利用料金」とあるのは「使用

料」と」を加える。

別表第1備考1中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

別表第2中「第12条の3」を「第6条、第17条」に、「地下駐車施設使用料」を「地下駐車施設利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 入場から出場までの時間が30分に満たないときの利用料金は、無料とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の府中市市民会館条例第6条第4項に規定する利用料金(地下駐車施設の利用料金に限る。)の決定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。